

保険法施行に伴う既契約の改定に関する特約条項 目次

第1条	特約条項の適用	第4条	債権者等による解約
第2条	用語の定義	第5条	重大事由による解除
第3条	保険金等の請求、支払の手続	第6条	特約の解約

保険法施行に伴う既契約の改定に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、保険法（平成20年法律第56号）の施行に伴い、平成22年3月1日以前に締結された保険契約について適用される規定について定めるものです。

（特約条項の適用）

第1条 この特約が付加された場合は、この特約条項に定める規定に関しては、主契約の普通保険約款および主契約に付加されたこの特約以外の特約の特約条項（以下「約款等」といいます。）の規定にかかわらず、この特約条項を適用します。

（用語の定義）

- 第2条** この特約条項において、「主契約等」とは、主契約および主契約に付加されているこの特約以外の特約を示します。
- この特約条項において、「保険金等」とは、約款等に定める保険金、年金、給付金、学資金、介護一時金または健康祝金を示します。
 - この特約条項において、「給付金等」とは、約款等に定める死亡給付金以外の給付金を示します。

（保険金等の請求、支払の手続）

- 第3条** 保険金等の請求、支払の手続に関しては、次の各項に定めるところによります。ただし、約款等において次の各号に関する規定がある場合、約款等に定めるところによります。
- 会社の定める取扱いに従う、会社所定の金額を上限とした保険金等の一部または全部の請求
 - 保険金等の受取人である被保険者が死亡した場合の取扱い
 - 進学学資金を請求するときの取扱い
- 2 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 3 保険金等の受取人は、保険金等の支払事由が生じたときは、会社所定の書類を提出して、保険金等を請求してください。
- 4 保険金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。ただし、家族収入保険、生活保障保険、家族収入保険（喫煙リスク区分型）、家族収入特約、生活保障特約および家族収入特約（喫煙リスク区分型）（以下、「家族収入保険等」といいます。）の年金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5日以内または第1回の年金支払日のいずれか遅い日を最初の支払日とし、以後毎月の契約応当日の前日に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者に通知します。

号	確認する場合	確認する事項
(1)	保険金等の支払事由が発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由に該当する事実の有無
(2)	責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効に該当する可能性がある場合	被保険者が悪性新生物と診断確定された時期ならびに保険契約者および被保険者のその事実の知、不知に関する事実
(3)	保険金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
(4)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(5)	約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等の締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して次の各号に定める日数を経過する日（複数の事項に該当する場合は180日を経過する日）とし、会社は、保険金等を請求した者に通知します。

号	特別な照会や調査を行う事項	日数
(1)	前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2)	前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3)	前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4)	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

- 7 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者（保証期間付夫婦年金または夫婦年金の場合は、被保険者の配偶者を含みます。）または保険金等の受取人が正当な理由なく確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより事実の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 8 第4項から第6項に定める期日をこえて保険金等を支払う場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した利息をつけて支払います。
- 9 会社は、保険料の払込みの免除を行うに際して、第4項から第7項の規定を準用します。
- 10 解約返戻金の支払時期および支払場所については第4項の規定を準用し、解約返戻金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日に計算します。

（債権者等による解約）

第4条 保険契約者以外のもので主契約等の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による主契約等の解約は、解約の請求の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の通知が行われた場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす保険金等の受取人（満期保険金、学資金、健康祝金ならびに5年ごと利差配当付個人年金保険、変額個人年金保険および5年ごと利差配当付年金支払移行特約における年金の受取人を除きます。以下、本項および次項において同じとします。）が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、所定の金額（解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（すでに債権者等に支払っている金額がある場合は、その金額を差引きます。））を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

号	保険金等の受取人の条件
(1)	保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)	保険契約者でないこと

- 3 保険金等の受取人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じないこととなるまでに、次の各号に規定する保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、それぞれ次の各号のとおり取扱います。
- (1) 本項第2号から第5号に定める保険金等以外の保険金等（給付金等については、支払事由の発生に伴い、主契約等が消滅する場合に限ります。）の場合
支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。
- (2) 家族年金または高度障害年金の場合

号	支払うべき金額	取扱
①	会社が支払うべき金額が、第2項に定める所定の金額以上の場合	第2項に定める所定の金額を債権者等に支払い、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を年金の受取人に支払います。以後、第1項に定める債権者等による解約の効力は生じません。
②	会社が支払うべき金額が、第2項に定める所定の金額に満たない場合	次のとおり取扱い、以後、第1項に定める債権者等による解約の効力は生じません。 ① 将来の年金の現価を限度として、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払い、年金月額を減額します。 ② この場合、年金月額に会社の定める年金月額の取扱単位に満たない端数部分があるときは、当該端数部分を年金月額から減額し、当該端数部分に相当する年金の現価を年金の受取人に支払います。ただし、減額後の年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、年金の支払いを行わず、年金の現価から債権者等に支払った金額を差引いた残額を年金の受取人に支払い、主契約等は消滅します。

- (3) 障害年金、介護年金、生活年金、介護一時金、介護給付金、学資金または健康祝金（以下、本項において「介護年金等」といいます。）の場合

号	支払うべき金額	取扱
①	会社が支払うべき金額が、第2項に定める所定の金額以上の場合	第2項に定める所定の金額を債権者等に支払い、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額をその介護年金等の受取人に支払います。以後、第1項に定める債権者等による解約の効力は生じません。
②	会社が支払うべき金額が、第2項に定める所定の金額に満たない場合	会社が支払うべき金額を債権者等に支払います。この場合で、かつ、第2項に定める、保険金等の受取人による通知がないときは、約款等における解約の規定にかかわらず、債権者等による主契約等の解約の効力は、第1項の規定に従い生じるものとし、次のとおり取扱います。 ア. 学資金の場合 会社が支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、保険契約者に支払います。 イ. 学資金以外の介護年金等の場合 解約の効力が生じたときの解約返戻金額は、債権者等に支払うものとし、その金額は、約款等における解約返戻金の規定にかかわらず、第2項に定める所定の金額と同額とします。

- (4) 5年ごと利差配当付個人年金保険、変額個人年金保険および5年ごと利差配当付年金支払移行特約の年金の場合

保険契約（5年ごと利差配当付年金支払移行特約の場合、年金移行部分とします。以下、本号において同じとします。）の責任準備金（変額個人年金保険の場合、積立金、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の場合、年金基準額とします。以下、本号において同じとします。）の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払い、年金額を減額します。この場合、以後、第1項に定める債権者等による解約の効力は生じません。ただし、減額後の年金額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、年金の支払いを行わず、保険契約の責任準備金から債権者等に支払った金額を差引いた残額を年金受取人に支払い、保険契約は消滅します。

- (5) リビング・ニーズ特約（04）、ナーシング・ニーズ特約（04）、リビング・ニーズ特約またはナーシング・ニーズ特約の特約保険金の場合

主契約および主契約に付加された特約ごとに、支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

- 5 前4項の規定にかかわらず、子供保険特約、買増権保証特約（92）、保険料払込免除特約および先進医療特約については、債権者等による特約の解約は、主契約に従い効力を生じます。

- 6 前5項の規定にかかわらず、債権者等による解約の通知が保険法（平成20年法律第56条）施行日前に会社に到着したときには、本条の規定は適用しません。

（重大事由による解除）

第5条 重大事由による解除に関しては、次の各項に定めるところによります。

- 2 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、主契約等を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者または保険金等の受取人（ただし、被保険者の死亡により支払われる保険金等については被保険者を除き、年金受取人の死亡により支払われる死亡給付金については年金受取人を除きます。）が、主契約等の保険金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に保険金等を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	主契約等の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	主契約等に付加されている特則もしくは特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約等を継続することを期待し得ない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(4)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(5)	会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約等の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 3 保険金等の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって主契約等を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金等の支払事由または保険料の払込みの免除事由による、保険金等の支払いまたは保険料の払込みの免除を行いません。もし、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求することができます。また、保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取扱います。
- 4 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- 5 主契約等を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約は取扱いません。

別表 I 請求書類

請求項目	必要書類
保険金等の受取人による主契約等の存続	(1) 介入権行使通知書* (2) 債権者等に会社所定の金額を支払ったことを証する書類* (3) 保険金等の受取人の戸籍謄本 (4) 保険金等の受取人の印鑑証明書

(備考)

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社事務所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または提出書類の一部省略を認めることがあります。